



東郷町保育所等利用案内（保育所・認定こども園・小規模保育所）

保育所等の利用の申込みをされる前に必ずお読みいただき、入所後も大切に保管してください。

1 利用可能施設

（公…公立園、私…私立園／短…短時間、標準…標準時間）

区分	施設名	所在地/電話番号	定員 (人)	対象年齢 (4/1 時点)	平日保育時間	延長	土曜保育時間	延長
保育所	公 中部保育園	春木字上ノ畑 986 Tel (0561)39-1921	130	6か月 ～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	短 8:00～14:00 標準 7:30～14:00	
	公 南部保育園※1	春木字北切山 6059-1 Tel (0561)38-0003	130	6か月 ～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00	
	公 音貝保育園※1	春木字音貝 77-2 Tel (052)801-8133	200	1～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	短 8:00～14:00 標準 7:30～14:00	
	公 たかね保育園	白鳥4丁目1-3 Tel (0561)38-2560	180	1～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00	19:00	短 8:00～14:00 標準 7:30～14:00	
	私 若葉保育園	春木字屋敷 3423-3 Tel (0561)39-0109	90	1～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15		短 8:00～13:00 標準 7:30～13:30	
	私 留愛東郷保育園	北山台三丁目3-9 Tel (0561)39-2272	42	6か月 ～2歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:30		短・標準 8:00～14:00	
	私 あずま♪ららら 保育園愛知東郷	東郷中央土地区画 整理事業 62 街区 1・3 Tel (0561)39-1158	28	6か月 ～2歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:30	19:30	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:30	19:30
認定こども園	私 東郷あやめこども園	諸輪字稲場 161 Tel (0561)76-6881	220 ※2	2か月 ～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15
	私 太陽わごうこども園	和合字東蚊谷 129-1 Tel (0561)56-3690	150 ※2	2か月 ～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	
	私 東郷せいぶこども園	兵庫1丁目3-2 Tel (0561)38-9880	172 ※2	6か月 ～5歳	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15	短 8:00～16:00 標準 7:15～18:15	19:15
小規模保育所	私 しらとり保育園	御岳二丁目1-2 Tel (0561)38-3712	12	6か月 ～2歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00		短・標準 8:00～12:00	
	私 にじいろ保育園	清水一丁目10-4 Tel (0561)56-2216	19	6か月 ～2歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00		短・標準 8:00～12:00	
	私 キラツとりぼん 春木保育園	春木字仲田 41-1 Tel (0561)76-6622	12	6か月 ～2歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:30		短 8:00～16:00 標準 7:30～18:30	
	公 ひよこルーム ※3	中部保育園内 Tel (0561)39-2110	19	1～2歳	短 8:00～16:00 標準 7:30～18:00			

- ※1 南部保育園は令和8年度に、音貝保育園は令和11年度にそれぞれ私立の認定こども園・保育所として移転・開園する予定です。
- ※2 定員のうち、1号認定は東郷あやめこども園が15人、太陽わごうこども園が15人、東郷せいぶこども園が12人です。1号の申込は、それぞれの園に直接お問い合わせください。
- ※3 ひよこルームは、町全体の保育所等の定員を超える申込があった場合に限り開所するため、申込はできません。（開所の決定は3月頃を予定しています。）

2 クラス年齢早見表（令和6年4月1日現在の年齢）

学齢	対象児童	最長の保育実施希望期間
0歳児	令和 5 (2023) 年 4月 2日 以降	令和 12 (2030) 年 3月 31日
1歳児	令和 4 (2022) 年 4月 2日～令和 5 (2023) 年 4月 1日	令和 11 (2029) 年 3月 31日
2歳児	令和 3 (2021) 年 4月 2日～令和 4 (2022) 年 4月 1日	令和 10 (2028) 年 3月 31日
3歳児	令和 2 (2020) 年 4月 2日～令和 3 (2021) 年 4月 1日	令和 9 (2027) 年 3月 31日
4歳児	平成 31 (2019) 年 4月 2日～令和 2 (2020) 年 4月 1日	令和 8 (2026) 年 3月 31日
5歳児	平成 30 (2018) 年 4月 2日～平成 31 (2019) 年 4月 1日	令和 7 (2025) 年 3月 31日

目次

1	保育所 認定こども園・小規模保育事業所とは	1 P
2	教育・保育給付認定	1 P
3	入所申込方法	2 P
4	申込に必要な書類	3 P
5	入所の優先順位	4 P
6	申込後から内定まで	5 P
7	内定・入園後	5 P
8	待機児童の順位変動	6 P
9	保育料等	6 P
10	よくある質問	7 P
	日進おりど病院 病児・病後児保育センター施設利用のご案内	12 P

1 保育所・認定こども園・小規模保育事業所とは

(1) 保育所

保護者が就労や病気、家族の看護等により家庭で保育ができない児童を、保護者の希望により保育する児童福祉施設です。保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する場合に入所できる施設です。

(2) 認定こども園

保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供し、地域の子育て支援事業を実施する施設です。保育所の枠で利用するときは、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

(3) 小規模保育事業所

19人以下の規模で、0～2歳児の子どもを保育する認可施設です。利用するときは、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

2 教育・保育給付認定

(1) 保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合は、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。以下の①と②の要件を満たすと認定を受けることができます。

- ① 東郷町に住民登録があり、実際に生活している方、または東郷町に転入予定で、令和6年4月から令和7年3月までに入所を希望される方
- ② 保護者が以下の事由のいずれかに該当する方

保育認定事由	保育認定基準	保育必要量	
		短時間	標準時間
就労	月60時間以上就労している	○	○
出産前後	出産予定月から前後2か月間の計5か月間 (多胎妊娠の場合は出産予定月から前4か月後2か月の計7か月間)	○	○
疾病・障がい	病気または心身の障がいにより、保育ができないと認められる	○	○
介護・看護等	病気や心身に障がいのある家族を常時介護または看護している	○	○
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない	○	○
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を常時かつ継続的に行っている (雇用保険制度の給付に基づく90日まで)	○	—
就学	就学・技能習得のため保育ができない	○	○
育児休業	すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる (3歳児以上の児童は、新規利用は可)	○	—
その他	その他特別な事情により家庭で保育できない場合	○	○

※指数に関しては4ページ参照

(2) 認定区分

保育所等を利用する場合は、2号または3号の認定を受ける必要があります。

認定の区分		主な利用施設
2号認定	満3歳以上で①・②に該当し、保育を希望	保育所、認定こども園（保育所機能）
3号認定	満3歳未満で①・②に該当し、保育を希望	保育所、小規模保育所、認定こども園（保育所機能）

1号認定	満3歳以上で①に該当し、教育を希望	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）
------	-------------------	-------------------

(3) 保育の必要量

就労時間等によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育必要事由が就労（内職）・求職活動・育児休業の方は、基本的に「保育短時間」の認定となります。なお、実態に応じ、基準と異なる認定を行うことがあります。

区分	利用できる保育時間の目安
保育標準時間	7:30～18:00（園別の保育時間の詳細は表紙をご覧ください。）
保育短時間	8:00～16:00

※ 保育範囲を超えた利用については延長保育となり、別途料金がかかります。

※ 「保育短時間」の保育料は、「保育標準時間」より1,000円低い金額です。

(4) 認定手続きの流れ（2号・3号の場合）

1. 認定申請 保育の必要性の認定を申請します。



2. 認定審査 認定基準を満たしているかを審査します。



3. 支給認定証の交付 認定基準に該当する場合は「支給認定証」を交付します。

- 認定審査と同時に入所申込の利用調整を行います。
- 支給認定証は申請受付日から30日以内に交付することとなっていますが、認定事務に時間を要することから、認定証の交付は利用調整の結果とともにお知らせする場合があります。

3 入所申込方法

(1) 一斉申込

以下の方法で行いますので、1または2の方法で申込してください。

受付期間:11月13日(月)～11月30日(木)（土日祝日除く）

	1. いこまい館2階こども保育課窓口	2. 郵送
時間	8:30～17:15	
方法	来庁した方から順番に受付	11/30（木）までに必着 〒470-0198（住所不要） 東郷町役場こども保育課 あて
その他	・番号札を取って、お待ちいただくことがあります。	・受領確認を希望するときは、返信用の封筒を同封してください。 受領証を返送させていただきます。 ・指数が同点の際に順位を決める「くじ」は職員が代わりに引きま す。

【注意事項】

- 一斉申込の受付は、11月30日（木）午後5時15分が最終期限です。（郵送の場合は必着）。
- 書類に不備がある場合は再提出となります。不備書類の提出が遅れたときは、入所受付ができないことがあります。

(2) 入所までの流れ（審査状況により、スケジュールが変更になることがあります。）

11/1(水)	11/13(月)	11/30(木)	12月～1月	2月	3月	4月
・申込書配布開始	・申込受付開始	・受付×切	・書類審査 ・利用調整	・結果通知発送 ・保育所等面談	・用品販売 ・保育所等面談	・当初入園

(3) 随時申込

一斉申込終了後は、随時の申込をいこまい館2階こども保育課で受付します。入所希望日の

1 か月前までに必要書類を提出してください。入所可能な方には、後日連絡します。(空がない場合、連絡はしませんので御了承ください。)

4 申込に必要な書類

(1) 全員必要なもの(チェックシートで確認をしてから提出してください。)

	書類名	必要部数	備考
1	保育所等入所申込書兼保育児童台帳	児童1人につき1部	
2	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書		
3	保育を必要とする事由証明書	保護者全員必要	詳細は(2)へ
4	児童調査票	児童1人につき1部	
5	入所申込チェックシート		
6	健康保険証の写し	保護者全員必要	被保険者等記号・番号、保険者番号及び二次元コードにマスキングをした上で提出してください。(詳細は9ページへ)
7	マイナンバーカードまたはマイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し等)	保護者全員必要	

(2) 保育を必要とする事由証明書

要件	証明書類
就労 (自営業・農業以外)	<input type="checkbox"/> 就労証明書
自営業 (業務委託等を含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 営業の実態がわかる資料(原則、前年の確定申告。その他の証明書等の場合は、調整指数の減点有。)
農業	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 農地基本台帳の写し(町内に農地がある方については東郷町役場産業振興課で取得できます。)
出産前後	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(表紙と出産予定日の記載があるページ)
疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 病気・看護・介護等証明書 <input type="checkbox"/> 医療機関の診断書(保育が困難な状態がわかるもの)または障害者手帳・療育手帳等の写し(氏名と障がいの程度)
看護・介護	
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明等
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書 <input type="checkbox"/> 求職活動の資料(ハローワーク受付票の写し等)
就学	<input type="checkbox"/> 学生証のコピーまたは在学証明書(原本)及び時間割の写し
育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間が記載された就労証明書

(3) 状況により提出が必要なもの

状況	書類名
申込時に入所希望児童が出生していない場合	母子手帳の写し(表紙と出産予定日の記載のあるページ)
離婚調停中の場合	調停中であることが分かる証明書の写し
障がい者(児)と同居している場合(申込児童を含む)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書のうち、該当するものの写し
障がい児保育を希望する場合	心身状況票 ※様式は町HPからダウンロード
70歳未満(R6.4.1時点)の祖父母と同居している場合	保育を必要とする事由証明書 ※提出がない場合は指数が減点

※ 「入所申込書」、「保育を必要とする事由証明書」等に虚偽の内容があったときは、**年度途中でも退園**

していただきます。また、就労状況（予定者も含む。）確認のため、提出書類に基づいて就労先の調査、確認をすることがあります。

5 入所の優先順位

まず、入所指数と調整指数の合計で、入所枠の順位を決定します。同点の方が複数いる場合は、入所受付時の「くじ」の番号で順位を決定します。その後、きょうだい同一園を利用希望の方に加点し、利用施設調整の順位を決定します。指数の判定は、**両親の指数のうち低い方**で行います。

(1) 入所指数

就労	無期雇用で社会保険等（町国民健康保険を除く。）に本人加入で月 155 時間以上	10
	社会保険等（町国民健康保険を除く。）に本人加入で月 120 時間以上	8
	自営・農業で就労が月 155 時間以上（参考：日 7 時間 45 分・月 20 日以上）	10
	外勤・自営・農業で就労が月 120 時間以上（参考：日 6 時間・月 20 日以上）	7
	外勤・自営・農業で就労が月 100 時間以上（参考：日 5 時間・月 20 日以上）	6
	就労時間が月 60 時間以上（参考：日 4 時間・月 15 日以上など）	5
	内職が月 60 時間以上（参考：日 4 時間・月 15 日以上など）	5
出産前後	母親が出産前後である場合	10
疾病 障がい	入院期間中または診断や障がい（1・2 級、A・B 判定）により保育が不可能	10
	医師の診断や障がい（3 級、C 判定等）により保育が困難	8
介護 看護等	病気や障がいのある寝たきり等の家族を自宅で常時介護又は看護している	9
	月 15 日以上の病院付き添い、寝たきり以外の家族の付き添いや看護など	7
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない	10
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）のため日中の外出を常態としている	3
就学	就職に必要な技能習得のための通学で月 120 時間以上（参考：日 6 時間・月 20 日以上）	6
	就職に必要な技能習得のための通学で月 60 時間以上（参考：日 4 時間・月 15 日以上）	4

(2) 調整指数

ひとり親家庭（単独世帯）※1	+ 4	ひとり親家庭（祖父母等同居世帯）※1 ※2	+ 2
両親どちらも疾病・障がい	+ 4	生活保護世帯で保育実施が自立助長へつながる	+ 2
きょうだいが療育施設等に通所(5 歳児まで)	+ 3	保育所等の 2 歳児卒所	+ 2
就労時間が通常保育時間外の場合 (就労時間が 8:00~16:00 に被らない)	- 1	入所時期が 10 月以降 (入所希望日時点で満 1 歳以下の場合を除く)	- 1
就労日数等が 1 か月 15 日未満	- 1	就労日数等が 1 か月 8 日未満	- 2
確定申告以外による自営の証明	- 2	70 歳未満(R6.4.1 時点)の祖父母等家族と同居し、保育ができないと認められない場合(※2)	- 2
3 歳児以上の年間を通じ育児休業の場合	- 3	3 歳未満児の内職	- 1
保育料等を 6 ヶ月以上滞納している場合	- 10		

※1 ひとり親家庭は、死別・離別・離婚調停中・DV支援申請中の方が該当します。離婚協議中、離婚前提での別居、父親又は母親の単身赴任等による単独世帯等はひとり親家庭とは認められません。

※2 同居・別居の区別は、住民登録上の世帯で判断せず、居所で判断します。同一の敷地に居宅がある場合は、同居とみなします。ただし、光熱水費等が別で支払われている場合は別世帯とみなしますので、

光熱水費を別で支払っていると確認の取れるものをご提出ください。

・特別な事情により、上記指数での利用調整が困難と認められるときは、内規に基づき調整します。

6 申込後から内定まで

- (1) 一斉申込に関し、希望する保育所等の変更や指数の加算に関わる変更は、申込期限までに提出されたものに限り審査に反映します。（入所申込期限後に提出された場合は、一斉申込の審査には反映できません。）
- (2) 申込後、家庭や就労の状況に変更があった場合は、施設型給付費・地域型保育給費等教育・保育給付認定申請書、保育を必要とする事由証明書等を**必ず提出してください**。
- (3) 内定後または入所後に、提出書類と異なる状況が判明したときは、指数を再度算定し直すことがあるため、**内定の取消しや退園になる場合があります**。

7 内定・入園後

入園前

- (1) 内定時に育児休業中の方
 - ア 入園時は、申込時に提出した「就労証明書」の職場復帰日に復職する必要があります。復職せずに転職・退職をした場合や、復職する際に正社員からパート等へ切り替える場合は、再審査の対象となり、内定（入園）の可否を改めて決定します。この場合、**内定の取り消しや退園となる場合がありますので注意してください**。
 - イ 復職日を変更した場合は、入園日やならし保育の開始日が変更となりますので、育児休業期間が変更となったことがわかる就労証明書を提出してください。
 - ウ 育児休業を切り上げて復帰する方は、内定後、切り上げ後の復職予定日が記載された就労証明書を提出してください。
- (2) その他
発達に遅れがあるお子さん、発達がゆるやかなお子さんについては、内定後に各保育所等で行う面談でご相談ください。

入園後

- (1) 認定内容の変更
次の変更等があったときは、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更申請書」を各保育所等に提出してください。**提出の翌月**から変更となります。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ・就労先の変更（転職・退職・勤務地等） | ・就労時間の変更 |
| ・保育利用時間の変更 | ・認定事由の変更（就労→出産前後等） |
| ・世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居等） | ・3号認定から2号認定への変更 |
| ・有期雇用で雇用期間の延長がある方 | |

- (2) 現況届
保育給付認定を受けた方（原則、認定の有効期間が複数年ある方）は、年に1回、保育の必要性を確認するため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。手続は、各保育所等を経由して行います。
- (3) 転園
入園後に転園を希望するときは、「現況届」に転園希望の園を記入した上で保育所等に提出してください。（4ページ【入所の優先順位】と同様の調整をします。）転園希望先の定員に空きがあるときは、翌年度4月から転園ができます。
- (4) その他
 - ア 申請の内容と異なる状況が判明し、必要があると認めるときは、職権で支給認定を変更することがあります。

イ 教育・保育給付認定期間中に、町外へ転出した場合や保育の必要性が認められないことが判明したときは、認定を取り消します。その場合、保育所等の利用ができなくなります。

8 待機児童の順位変動

一斉申込の利用調整後は、一斉申込で待機となった児童と一斉申込後の随時申込者を含め利用調整を行いますので、優先順位は時期により変動します。

東郷町では、施設ごとの待機の状況や待機順位を公表していませんので、必要があるときは、こども保育課までお問い合わせください。

9 保育料等

3歳児以上と0～2歳児のうち非課税世帯等の児童の保育料は無償となります。

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、全ての保護者（または祖父母等の家計の主宰者）の市町村民税所得割額の合計や児童の年齢、保育の必要量（標準・短時間）に応じて算定します。市町村民税所得割額には、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。また、都道府県から指定都市への税源移譲により税率が変更となった自治体の市町村民税所得割額については、税源移譲前の税率で算定します。（名古屋市の場合は、減税前の金額で算定します。）

給食費は、0～2歳児については保育料に含まれ、3歳児以上については保育料が無償化されたため、別に主食費・副食費が必要です。（一定所得以下の世帯及び18歳未満のお子さんから数えて3番目以降の児童に係る副食費は免除となります。）

【注意事項】

用品等別途実費が必要な場合があります。詳細は、各保育所等にお問い合わせください。

※令和4年度から公立園に入園する方については、町指定スモックのあっせんを取りやめています。

(1) 保育料の切替え

市町村民税の所得割額に基づき、9月に保育料を切り替えます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく保育料					当年度の市町村民税に基づく保育料						

(2) 保育料等の納付

利用施設	納付先	納付方法	納付期限
保育所	町	口座振替 ※1	当月分を毎月月末 ※2
認定こども園・小規模保育所	各事業所	各事業所により異なる	各事業所により異なる

※1 内定通知に「口座振替依頼書」を同封しますので、希望の金融機関に入園予定月の2か月前を目途に提出してください。きょうだい入園の場合は、一人につき1枚の登録が必要ですので、それぞれ依頼書を金融機関に提出してください。

※2 口座から引き落としが出来なかったときは、翌月町で納付書を発行しますので、現金またはスマートフォン納付をお願いします。

(3) 未納の場合

保育料等が未納のときは、児童手当から天引きすることがあります。

児童手当からの天引きには、あらかじめ申出書の提出が必要なため、保育所等利用申込書【児童手当・特例給付に係る保育料等の徴収に関する申出書】欄に名前を記入してください。未納額が多いときは、きょうだい分の児童手当からも天引きすることがあります。

【注意事項】

- 未納が続き、納付相談にも応じてもらえないときは、退園していただくことがあります。
- 未納がある場合（既に卒園した子どもの未納分を含む）は、新たに入園できないことがありますので、速やかに納付していただくか、こども保育課で納付相談をしてください。

10 よくある質問

1. 入所申込に関すること

就労について

Q. パート勤務ですが、入園申込みできますか。

月 60 時間以上就労していれば、保育を必要とする事由に該当します。

Q. 夜勤の勤務だけですが、入所申込みできますか。

月 60 時間以上就労していれば、保育を必要とする事由に該当します。ただし、調整指数が減点される場合があります。

Q. きょうだいで申込みますが、就労証明書はそれぞれ必要ですか。

必要ですが、原本は 1 枚で結構です。下の子に原本、上の子にコピーを添付して提出してください。

Q. 就労証明書は会社の様式でもいいですか。

町の様式と同じ内容が網羅されていれば会社の様式で支障ありません。

Q. 就労証明書に記載する勤務時間に休憩時間は含めていいですか。

含めた時間数を記載してください。

Q. 就労証明書に記載する勤務実績に時間外労働（残業）は含めていいですか。

賃金が発生した部分は、勤務時間に含めて記載してください。

Q. 就労証明書に記載する就労日数に有給休暇取得日を含めていいですか。

含めた日数を記載してください。

Q. 勤務時間が不規則ですが、どのように記載すればいいですか。

「就労時間（変則就労の場合）」欄に主な就労時間帯を記入し、シフト表などを添付してください。就労時間が月 60 時間に満たないときは、保育の必要性の事由に該当しないため注意してください。

Q. 就労での入所要件は「月 60 時間以上」ですが、過去 3 か月のうち 1 か月だけ 60 時間未満の月がある場合認定されますか。

就労証明書に記載の 3 か月の就労実績の全てが 60 時間以上である必要があります。1 か月だけ満たないときは、その翌月に就労時間が 60 時間以上である証明を再度提出できれば、保育の必要性を認定します。

Q. 就労証明書に印鑑は必要ですか。

印鑑を省略しても有効なものとして取り扱います。ただし、証明担当者に内容確認をするので、連絡先を必ず記入してください。

Q. コンビニエンスストア勤務で就労証明書を店長が記入しても支障ないですか。

チェーン店では、本社で証明ができないことがあるので、就労実態を証明できる方（店長等）が証明してください。

Q. 派遣社員で 3 か月に 1 回更新がある場合、どうすればいいですか。

期限が切れる前月までに次の契約期間の就労証明書を提出してください。

Q. 夫が自営業で自分もそこで勤務して収入がある場合、どの証明書を提出すればよいですか。

2 人とも就労証明を提出してください。雇用の形態欄に、自営業を行っている方は「自営業主」、そこで働いて収入がある方は「自営業専従者」にチェックしてください。

Q. 自身が会社の代表取締役の場合、就労証明書の雇用の形態はどこにチェックすればよいですか。

原則は雇用の実態があるかどうかによりますが、一般的には、会社が法人（株式会社等）であって、給料や役員報酬として支給されている場合「正社員」、それ以外は「自営業主」にチェックして提出してください。

Q. インストラクターをしており、様々な場所へ教えに行っています。協会には所属していますが、報酬は依頼先から受けている場合、証明はどうすればよいですか。

自営業に該当すると思われるので、就労証明書の雇用形態を「自営業主」にチェックして提出してください。

Q. 業務委託はどの要件に当てはまりますか。

自営業に該当します。(詳細は3ページを確認ください。)

Q. 自営業ですが、確定申告をしていません。何を提出すればいいですか。

開業届、営業証明書など公的書類を提出ください。それもなければ、本人が業務を行っていることがわかる書類(店舗の広告、チラシなど)と売上や収支がわかる書類(請求書、伝票、契約書など)を提出ください。

出産前後について

Q. 出産日が予定日と異なった場合、入所可能期間は変更となりますか。

産前産後での入所の場合、**出産予定日を基準として**前後2ヶ月を加えた計5か月間が入所可能期間です。出産日が予定日と異なった場合も、入所可能期間の変更はありません。

疾病・障がいについて

Q. 病気のため診断書を提出しますが、どのような内容を記載してもらえばよいですか。

診断書の内容は原則として医師の判断によりますが、療養期間と家庭で保育が困難な旨の記載があると判断しやすいです。

Q. 子どもが障がい児通所施設に通所していますが、保育園に並行通園することはできますか。

3～5歳児で単独通園が可能であれば、受け入れる施設の状況によっては並行通園が可能です。まずは通所施設に相談の上、申込みをしてください。

求職活動について

Q. 求職中ですが、入所申込できますか。

求職活動のため日中の外出を常態としていれば、保育を必要とする事由に該当します。ただし、求職活動を証明する書類の提出が必要です。なお、認められる期間は90日で、90日経過後も就労実態がない場合は退園となります。

育児休業について

Q. 年度中に育児休業から復帰する予定ですが、入所申込みできますか。

できます。

Q. 育児休業復帰後の勤務日数や時間を決めていませんが、就労証明書はどう記載すればよいですか。

育児休業前の実績を記載してください。

Q. 年間を通じ(4月～3月)育児休業の予定ですが、入所申込みできますか。

3歳児以上の子どもについては可能です。ただし、調整指数の減点があります。

Q. 7月から就労復帰のため下の子が入園予定ですが、上の子(3歳未満児)を4月から入園させることは可能ですか。

できません。(ならし保育については11ページへ)

Q. 育児休業を延長するため、入所保留通知を貰うことはできますか。

まずは入所申込をしていただき、申込時点で入所希望園に入所できない状態であれば、保留通知を発行します。申込の際は、申込書類の中にある児童調査票の育児休業延長予定の欄にチェックをしてください。

家族状況について

Q. 祖父母と同居していますが、入園申込みできますか。

できます。ただし、同居する祖父母(R6.4.1時点で70歳未満)が保育できる状態であれば、調整指数の減点があります。

Q. 現在家庭内別居の状態ですが離婚協議中です。入所までには離婚が成立する見込みですが、申込時点で両親の就労証明書は必要ですか。

原則として、離婚が成立していないもしくは離婚調停中でない場合は、両親の証明書が必要です。

Q. 夫と別居中で離婚していませんが、ひとり親に該当しますか。

入園申込に関する「ひとり親」に該当するのは、別居して離婚した場合、離婚調停中の場合、死別した場合のいずれかです。離婚したときは、保育園の在園及び保育料に影響しますので、速やかに申告してください。

その他

Q. 子どもが痰の吸引等の医療行為が必要ですが、保育園に入園することができますか。

町立中部保育園と東郷せいぶこども園で、医療ケア児の受け入れを進めています。受け入れを想定している子どもは3～5歳児で、医療行為が必要な部分を除き自分で日常生活が過ごせることが基本となりますが、こども保育課まで御相談ください。

Q. 入所日は月の途中の日付でもよいですか。

入所日は、原則として月の初日からとしてください。（育児休業からの復帰、新規就労予定、転入、災害復旧の方は除く。）

Q. 一斉申込後に希望の保育園の順位を変えることはできますか。

締切り（11/30）までは可能です。その後は受け付けますが、同点数の案内順が最も遅くなります。

Q. 希望の保育園は第5希望まで記入しないといけませんか。第1希望のみ記入したほうが有利ですか。

第1希望のみ記入した場合が有利になることはありません。

Q. 就労等の要件がなく、「その他特別な事情により家庭で保育できない場合」とはどのような場合ですか。

児童の安全確保上、一時的でも保育する必要があると認められ、かつ、児童相談所では取り扱えない児童等をいいます。個人の都合によるものは認められません。

Q. 保育園の見学はできますか。

できます。事前に直接保育園に連絡し、予約してください。

Q. 保育園と幼稚園を同時に申込みことはできますか。

できます。保育園はこども保育課へ、幼稚園は各施設に申し込んでください。その後幼稚園に決定した場合は、保育園の申込取り下げをお願いします。

Q. 健康保険証の写しを提出する際の、マスキング（塗りつぶし等）が必要な部分はどこですか。

「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」、「二次元コード」の欄をマスキングして提出してください。

《マスキング方法》 ・ 付箋やテープ、紙などで該当箇所を隠してからコピーをとる。

・ コピー後に、該当箇所を見えないように塗りつぶす。※他の部分が隠れないよう注意してください。

マスキング例

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	平成〇年〇月〇日交付	
記号	■	番号 ■	（枝番） ■
氏名	〇〇 〇〇〇	性別	○ ■
生年月日	昭和〇年〇月〇日		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
事業所名称	〇〇〇〇株式会社		
保険者番号	■		
保険者名称	全国〇〇健康保険協会 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇		
			印

「枝番」がある場合は塗りつぶしてください

「二次元コード」がある場合は塗りつぶしてください

2. 入所決定に関すること

Q. 入所の優先順位は、どのように決まりますか。

定員を超える申込みがあった場合、まず入所指数と調整指数を合計した指数で入所枠の順位を判定します。同点となった場合は、入園申込の際にあらかじめ抽選する「くじ」で順番を決定します。その後、きょうだいで同一園を希望する方に加点し、利用施設調整の順位を判定します。一斉申込後は、入園指数が同じの方は、先着順での案内となります。

Q. 入園の決定は、受付順（早い者勝ち）ですか。一斉申込は、早く行った方が有利ですか。

受付順ではありません。ただし、一斉申込後に申込みされた方は、一斉申込の方の選考後に審査します。

Q. 一斉申込の結果は、いつ頃どのようにしてわかりますか。

2月頃までに文書で結果に関する通知を発送する予定です。電話でのお問い合わせにはお答えできませんので御了承ください。

Q. 第5希望まで記入しましたが、どこにも入園できないことはありますか。その場合はどうしたらよいですか。

定員以上の申し込みがあった場合は、入園の案内ができないこともあります。お勤め先との相談等も必要かと思いますが、育児休業の延長や一時預かり、認可外保育施設の利用等をご検討ください。（利用調整後、希望園以外の園で空きがあれば、ご連絡する場合があります。）

Q. きょうだい同時に申し込みますが、別々の園に決まることはありますか。

年齢によって受入枠が決まっているため、きょうだい別々の園に決定する場合があります。希望園の順位よりきょうだい同一園の優先を希望することができますので、児童調査票に記入してください。

Q. 内定後、内定した園を辞退しましたが、保留通知を発行してもらえますか。

内定を辞退した場合は、保留通知は発行できません。

Q. 入園日を変更したいのですが、変更可能ですか。

3か月以内であれば変更できます。それ以上の変更は内定取り消しとなる場合があります。

Q. 一斉申込時は就労の要件で申込をし、その後転職しました。連絡すると入園に不利になりますか。

転職後の就労の指数で再度利用調整を行いますので、不利になる場合もありますが、連絡をせずに、入園後の現況届等でその事実が発覚した場合は、転園や退園になることがありますので、速やかに新たな就労証明書を提出してください。

Q. 第2希望以降の保育園に内定しました。第1希望の保育園はもう入園できないのでしょうか。

入園した年度については、第1希望の園に空きが生じた場合、その時点で順位が高い方から順番にご案内します。翌年度以降は、毎年9月頃に実施する現況届で転園希望を出していただくと、入園した年度と同じ方法で案内させていただきます。

3. 保育料等に関すること

Q. 保育料は公立園と私立園で異なりますか。

保育料は同じです。ただし、用品や給食費等は施設によって異なります。（町立保育園は、月額5,500円 R5.11.1時点）

Q. 延長保育料は公立園と私立園で異なりますか。

施設により異なります。なお、公立保育園は月額3,000円を上限に1回500円となります。（R5.11.1時点）

Q. 家計の主宰者が失業しましたが、保育料の減免はありますか。

保育料は、前年度の所得を基に算定されますので、当該年度分の所得が減少した場合でも免除はされません。分割納付等については、個別にご相談ください。

Q. 子どもが病気により入院することになりました。その間の保育料は全額支払う必要がありますか。

入院等やむを得ない理由により1か月休園する場合は全額免除としますが、日割りによる減額は行っていません。

Q. 前年所得があり生活保護を受給することになりましたが、保育料は当年分支払う必要がありますか。

生活保護を開始した月以降から、支給されている期間の保育料は徴収しません。

Q. 保育料は災害の際にどの程度減免されますか。また、必要な書類は何ですか。

災害のあった日の翌月から最長6か月間免除します。罹災証明書等を提出してください。

Q. 災害により保育料は減免されましたが、給食費は同様に減免されますか。

公立園の場合は同様に減免します。私立園の場合は各施設に確認してください。

Q. 園に登園しない日があるときや、1か月間休むときは、保育料や給食費は減額となりますか。

通常のお休みの場合は、減額はありませんが、月の途中で入園・退園するときは日割りで計算します。

Q. 保育園に通う日数は利用者ごとに違いますが、保育料が同じなのはなぜですか。

保育所運営の必要経費を、入所している児童の保護者の皆様に分担していただくよう月額を算定しているため、利用日数ごとの保育料の計算はしていません。

Q. 保育料の算定対象期間中に海外勤務していた場合、書類は何を提出すればよいですか。

勤務先に、該当年の年収（海外課税分）を示す書類を作成してもらうよう依頼してください。

4. 保育園の利用に関すること

Q. 内定後の面談はどのように行われますか。

面談は各園で実施します。4月中に入園予定のお子さんは、内定通知とともに面談予定日をお知らせします。5月以降に入園予定のお子さんは、入園予定日の1か月前程度を目安に、保護者の方から各園に面談の予約をしてください。

Q. ならし保育は、入園日以降でないと受けられないですか。

まず、申込時には育児休暇明けもしくは就労開始日を入園希望日としてください。その後の面談時に、入園日前にならし保育を希望する旨を各園にご相談ください。園との相談の上、入園日前のならし保育が可能であれば、入園日をならし保育開始日に変更します。なお、基本的にならし保育の利用は4/1からとなります。※ならし保育期間中も保育料は通常どおり発生します。

Q. ならし保育は、どのくらいの期間利用ができますか。

保育園により異なりますが、大体1週間程度になります。

Q. 子どもにアレルギーがありますが、対応した給食を提供してもらえますか。

アレルギー対応は各園によって異なりますので、事前に入園希望の園にご相談ください。なお、公立園については、給食センターで調理された給食を提供します。品目により、除去食は対応可能ですが、段階的除去は行っていません。また、年に数回低アレルギーのにこにこ給食を提供しています。

Q. 就労の要件（標準時間認定）で利用していますが、仕事が休みの日に家族の通院等のため保育園を利用することはできますか。

原則は保育の必要性の認定を受けた事由での保育となりますが、短時間認定（8:00～16:00）で利用していただくことは差し支えありません。

Q. 就労の要件（午後6時までの認定）で利用していますが、仕事が早く終わったときは、早くお迎えに行った方がよいですか。

就労等の最も遅い時間で認定をしているため、仕事が早く終わった際は、できるだけ早くお迎えに来ていただくようお願いいたします。

Q. 町内転居（引越し）をしました。何か手続は必要ですか。

保育園の手続は不要です。なお、町外へ転出する場合は退園となりますので、速やかに園へ退園届を提出してください。

Q. 仕事を辞めたので退園したいのですが、必要な手続はなんですか。

退園日までに、退園届を園に提出してください。

Q. 放課後児童クラブに通う上の子どもを先に迎えに行き、その後保育園に下の子どもを迎えに行く場合、延長保育を利用できますか。

できます。放課後児童クラブのお迎えにかかる時間は、通勤時間と同様に扱います。

Q. 就労先の変更や就労時間の変更があった場合、どのような手続が必要ですか。

勤め先から就労証明書を取得し、変更届と一緒に保育園に提出してください。書類等に不備が無ければ、提出された翌月から認定を変更します。

5. その他保育サービスに関すること

Q. 祝日に保育園を利用することができますか。

町内の保育園に在園で保護者とも祝日に就労のある方に限り、東郷あやめこども園で利用することができます。利用希望日の約1か月前に予約受付を行いますので、園にお問い合わせください。

Q. 子どもが病気になり、どうしても仕事に行く必要がある場合、どこか預けられるところはありますか。

医師の診断等は必要になりますが、日進おりど病院で病児保育を実施しています。利用するには、事前に役場こども保育課で登録をしていただく必要があります。（詳細は12ページへ）

Q. 保育園や幼稚園に在籍していませんが、他に子どもを預けられるサービスはありますか。

町内4か所（東郷せいぶこども園・あずま♪ららら保育園愛知東郷・東郷あやめこども園・太陽わごうこども園）で一時預かり事業を実施しています。利用できる日や利用方法は各施設にお問い合わせください。



利用できる人（東郷町）

町内在住で①から③の全てにあてはまる児童です。

- ① 生後6か月から小学3年生までの児童
- ② 当面病状の急変はないが、病気の回復期に至っていない状態又は回復期の状態にあり、通園・通学が困難な児童
- ③ 保護者の勤務その他の理由により家庭での看護が困難な児童

実施日時・利用料金

実施日時		利用料金
月曜～金曜	午前8時30分～午後5時まで	2,500円
	午前8時30分～午後6時まで	3,500円
土曜	午前8時30分～午後0時30分まで	2,000円

※日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は、休業します。

※利用料金は、ご利用日お迎えの際に、日進おりど病院総合受付へ直接お支払いください。

※予約の取消しは、当日午前7時から7時30分までに施設へ連絡してください。

連絡がない場合又は時間を過ぎた場合は、利用料金をお支払いいただきます。

利用方法

- ① 原則として、利用する前に役場こども保育課で事前登録が必要です。
（急な場合は、利用当日に実施施設でも登録できます。）
★登録申請書は、町ホームページからダウンロードできます。
★過去に病後児保育の登録を申請済の方は、再度の登録は必要ありません。
- ② 病児・病後児保育施設へ**前日までに**電話でお申込みください。
予約受付時間：月曜から金曜：午前10時から午後6時まで
土曜日：午前10時から正午まで
※日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は、受け付けできません。
※当日の利用申込みは、月曜～金曜のみ可 午前8時から8時30分までに連絡してください。（前日までの予約状況により、お受けできない場合があります。）
- ③ 利用当日は、必要な持ち物を用意して施設の総合受付へお越しください。
- ④ 利用当日は施設医師の診察を受けていただきます。
診察時間：午前8時30分から午前9時までの間
※お子様の状態、アレルギー等について、聞き取りをします。
※お子様の状況によっては、お預かりできないこともあります。
※10時までに診察が終わらないときは、昼食が出ないことがあります。

予約先
日進おりど病院 病児・病後児保育センター
住所 日進市折戸町西田面110番地
TEL (0561) 65-5020 (専用番号)



東郷町役場 こども未来部 こども保育課
電話 0561-56-0737 (直通)